

コラム

～義務教育教科書無償給与制度の意義を伝えるために～

教科書の無償給与が部分的に初めて実施されたのは、昭和26年度です。

「昭和26年度に入学する児童に対する教科用図書への給与に関する法律」に基づき、小学校第1学年に入学する児童に対し、国語、算数の教科書が無償配布されましたが、これに要する経費は国と地方公共団体が折半すること、私立学校の児童は対象とならなかった等の問題がありました。

昭和27年には、経費は全額を国庫負担とし、私立学校の児童にも給与することに改められた「新たに入学する児童に対する教科用図書への給与に関する法律」が成立しましたが、昭和28年限りで廃止され、その後は要保護・準要保護の児童生徒にのみ給与されることとなりました。

その後、義務教育の教科書について無償とすべきとの声が高まり、昭和37年3月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、第1条で「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする。」という教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めることとしました。

同年、昭和38年度から小学校に入学する児童に対して、全教科の教科書は無償給与するための経費7億円が計上されるとともに、昭和38年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。

これによって、教科書は無償とする措置について必要な事項を定め、義務教育諸学校の教科書の採択・発行制度の整備を行い、この総合的な運営によって教科書無償の趣旨が達成されることとなり、制度開始以来、50年以上に渡って実施されています。

義務教育諸学校における教科書の無償給与制度の意義を伝える取組については、学校、教育関係者、児童生徒、保護者の方だけでなく、国民全体で教科書無償給与制度の意義の理解を深めるために大変重要なことです。具体的には次のような取組が行われています。

文部科学省では、昭和41年から、「義務教育教科書無償給与制度の意義」を裏面に印刷した紙袋を作成し、小学校等に入学する新1年生の教科書をこの紙袋に入れて、子どもたちに直接給与するよう指導しています。

また、毎年、会議や通知等によって、教育委員会や学校等へこの制度の意義を伝える取組が行われるよう周知しています。

学校では、小学校等の入学式において、文部科学省で作成した紙袋に教科書を入れて「教科書授与式」を行ったり、「学校だより」や学校の行事などにおいて、制度の仕組みや教科書を大切に使用することを説明したりするなど、様々な取組が行われています。

さらに、平成19年度使用の小学校後期用教科書（中学校は平成20年度使用教科書）から、教科書の裏表紙等に「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」という無償給与制度の意義が掲載されています。

文部科学省としては、今後とも、我が国の義務教育の根幹を支える大変重要な教科書無償給与制度を堅持していきたいと考えています。



(表)



(裏)

文部科学省で作成した紙袋